

## 最低賃金引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書

「最低賃金」は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っています。また、その引き上げは、地域経済の活性化、労働者の「質」を高め企業の生産性を向上させるためにも必要です。

現在、労働者の4割近く、若者と女性に至っては半数以上が非正規労働者という実態にあり、フルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況が急速に拡大しています。経済的自立や結婚もおぼつかない状況は、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹も揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になります。

本県の最低賃金は、昨年10月に時間給749円へ改訂されました。これは、全国平均時間給（現在764円）を5年連続下回っており、通常労働者と同じ時間数働いた場合、月額116,095円（7.45時間×20日）と著しく低いものです。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨をふまえ、その引き上げのために国の支援予算を増額すると共に、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるようにするルールを確立することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

1. 国は、最低賃金法を見直し、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること。
2. 国は、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免などを行うこと。
3. 国は、中小企業の支援策を拡充すること。

平成26年 3月18日

焼津市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 様